

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

改正後	改正前
（売上割戻し等と交際費等との区分） 61の4(1)-3 法人がその得意先である事業者に対し、売上高若しくは売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額ごとに金銭で支出する売上割戻しの費用及びこれらの基準のほかに得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して金銭で支出する費用は、交際費等に該当しないものとする。 ④1 …………… <u>2 得意先である事業者において棚卸資産若しくは固定資産として販売し若しくは使用することが明らかな物品（以下「事業用資産」という。）又はその購入単価が少額（おおむね3,000円以下）である物品（以下61の4(1)-5までにおいて「少額物品」という。）を交付する場合（その交付の基準が上記の売上割戻し等の算定基準と同一である場合に限る。）におけるこれらの物品を交付するために要する費用についても同様とする。</u> （売上割戻し等と同一の基準により物品を交付し又は旅行、観劇等に招待する費用） 61の4(1)-4 ……………物品を交付する場合（61の4(1)-3④2の場合を除く。以下61の4(1)-4において同じ。）……………その物品が<u>少額物品</u>……………	（売上割戻し等と交際費等との区分） 61の4(1)-3 法人がその得意先である事業者に対し、売上高若しくは売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額ごとに金銭で支出する売上割戻しの費用及びこれらの基準のほかに得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して金銭で支出する費用は、交際費等に該当しないものとする。 ④ …………… （売上割戻し等と同一の基準により物品を交付し又は旅行、観劇等に招待する費用） 61の4(1)-4 ……………物品を交付する場合……………その物品が<u>得意先である事業者において棚卸資産若しくは固定資産として販売し若しくは使用することが明らかな物品（以下「事業用資産」という。）又はその購入単価が少額（おおむね3,000円以下）である物品（以下61の4(1)-5において「少額物品」という。）</u>……………

二 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
(無償又は低い価額により譲渡をした場合の収益の額) 62 の 3 (2) - 1 <u>土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算上、法人が無償で土地等の譲渡をした場合の収益の額が含まれることに留意する。</u>…………… (借地権を消滅させた場合の<u>譲渡の時ににおける価額</u>) 62 の 3 (2) - 7 …………… ……………<u>時における価額</u>……………<u>時における価額</u>とする。 (借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 62 の 3 (2) - 8 …………… ……………<u>時における価額</u>…………… (1) …………… イ ……………<u>譲渡の時ににおける価額</u> 当該土地の譲渡の<u>時ににおける価額</u> × …………… …………… ロ ……………<u>譲渡の時ににおける価額</u> 当該土地の<u>譲渡の時ににおける価額</u> - イの金額 (2) …………… イ ……………<u>設定時における価額</u> 当該新たに設定した借地権の<u>設定時における価額</u> × …………… …………… ロ ……………<u>設定時における価額</u> ……………<u>設定時における価額</u> - イの金額 (注) ……………	(無償又は低い価額により譲渡をした場合の収益の額) 62 の 3 (2) - 1 法人が無償で土地等の譲渡をした場合には、<u>当該土地等の譲渡の時の価額により当該土地等の譲渡があつたものとする。</u>…………… (借地権を消滅させた場合の<u>譲渡対価の額</u>) 62 の 3 (2) - 7 …………… ……………<u>対価の額</u>……………<u>対価の額</u>とする。 (借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 62 の 3 (2) - 8 …………… ……………<u>対価の額</u>…………… (1) …………… イ ……………<u>対価の額</u> 当該土地の譲渡<u>対価の額</u> × …………… …………… ロ ……………<u>対価の額</u> 当該土地の<u>譲渡対価の額</u> - イの金額 (2) …………… イ ……………<u>対価の額</u> 当該新たに設定した借地権の<u>対価の額</u> × …………… …………… ロ ……………<u>対価の額</u> ……………<u>対価の額</u> - イの金額 (注) ……………

改 正 後	改 正 前
(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 62 の 3 (2) - 9 …………… ……………<u>時における価額</u>…………… (1) …………… イ ……………<u>譲渡の時における価額</u> 当該土地の譲渡の時における価額 × …………… …………… (注) …………… ロ ……………<u>譲渡の時における価額</u> 当該土地の譲渡の時における価額 - イの金額 (2) …………… イ ……………<u>設定時における価額</u> 当該新たに設定した借地権の設定時における価額 × …………… …………… ロ ……………<u>設定時における価額</u> ……………<u>設定時における価額</u> - イの金額 (注) …………… (割賦販売等を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外) 62 の 3 (2) - 10 法人が土地等の譲渡につき <u>基本通達 2 - 1 - 1 の 9 に規定する割賦販売等又は</u>……………<u>リース譲渡 (同条の規定の適用を受けるものを除く。)</u>を行った場合において、……………<u>譲渡の時における価額</u>…………… …………… (1) ……………	(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 62 の 3 (2) - 9 …………… ……………<u>対価の額</u>…………… (1) …………… イ ……………<u>対価の額</u> 当該土地の譲渡対価の額 × …………… …………… (注) …………… ロ ……………<u>対価の額</u> 当該土地の譲渡対価の額 - イの金額 (2) …………… イ ……………<u>対価の額</u> 当該新たに設定した借地権の対価の額 × …………… …………… ロ ……………<u>対価の額</u> ……………<u>対価の額</u> - イの金額 (注) …………… (延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外) 62 の 3 (2) - 10 法人が土地等の譲渡につき……………<u>延払基準の方法 (以下「延払基準の方法」という。)</u>を適用している場合において、……………<u>譲渡の対価の額</u>…………… (1) ……………

改 正 後	改 正 前
(2) (3) (延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算) 62 の 3 (2) - 11 法人が、土地等のリース譲渡（法第 63 条第 1 項に規定するリース譲渡をいう。以下 62 の 3 (2) - 11 において同じ。）につき当該土地等のリース譲渡……………同項に規定する延払基準……………当該土地等のリース譲渡…………… (算式) リース譲渡の日を含む事業年度（注）において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第 62 条の 3 第 2 項第 2 号の規定を適用して計算した譲渡利益金額 × 令第 124 条第 2 項に規定する賦払金割合 (注)	(2) (3) (延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算) 62 の 3 (2) - 11 法人が、土地等の譲渡につき当該土地等の譲渡……………延払基準……………当該土地等の譲渡…………… (算式) 譲渡の日を含む事業年度（注）において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第 62 条の 3 第 2 項第 2 号の規定を適用して計算した譲渡利益金額 × 令第 124 条第 2 項に規定する賦払金割合 (注)

三 第 63 条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
(無償又は低い価額により譲渡をした場合の収益の額) 63 (2) - 1 土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算上、法人が無償で土地等の譲渡をした場合の収益の額が含まれることに留意する。…………… (借地権を消滅させた場合の譲渡の時の価額) 63 (2) - 7 ……………時における価額……………時における価額とする。	(無償又は低い価額により譲渡をした場合の収益の額) 63 (2) - 1 法人が無償で土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡の時の価額により当該土地等の譲渡があったものとする。…………… (借地権を消滅させた場合の譲渡対価の額) 63 (2) - 7 ……………対価の額……………対価の額とする。

改 正 後	改 正 前
(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 63(2)－8<u>時における価額</u>..... (1) イ<u>譲渡の時における価額</u> 当該土地の譲渡の時における価額 × ロ<u>譲渡の時における価額</u> 当該土地の譲渡の時における価額 － イの金額 (2) イ<u>設定時における価額</u> 当該新たに設定した借地権の設定時における価額 × ロ<u>設定時における価額</u> <u>設定時における価額</u> － イの金額 (注) (底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 63(2)－9<u>時における価額</u>..... (1) イ<u>譲渡の時における価額</u> 当該土地の譲渡の時における価額 ×	(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 63(2)－8<u>対価の額</u>..... (1) イ<u>対価の額</u> 当該土地の譲渡対価の額 × ロ<u>対価の額</u> 当該土地の譲渡対価の額 － イの金額 (2) イ<u>対価の額</u> 当該新たに設定した借地権の対価の額 × ロ<u>対価の額</u> <u>対価の額</u> － イの金額 (注) (底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の譲渡対価の区分) 63(2)－9<u>対価の額</u>..... (1) イ<u>対価の額</u> 当該土地の譲渡対価の額 ×

改 正 後	改 正 前
(注) ロ<u>譲渡の時ににおける価額</u> 当該土地の<u>譲渡の時ににおける価額</u> - イの金額 (2) イ<u>設定時ににおける価額</u> 当該新たに設定した 借地権の<u>設定時にお</u> × ける<u>価額</u> ロ<u>設定時ににおける価額</u> <u>設定時ににおける価額</u> - イの金額 (注) (割賦販売等を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外) 63(2)－10 法人が土地等の譲渡につき<u>基本通達2－1－1の9に規定する割賦販売等又は</u>.....<u>リース譲渡（同条の規定の適用を受けるものを除く。）を行った場合において、</u>.....<u>譲渡の時ににおける価額</u>..... (1) (2) (3) (延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算) 63(2)－11 法人が、土地等の<u>リース譲渡（法第63条第1項に規定するリース譲渡をいう。以下63(2)－11において同じ。）につき当該土地等のリース譲渡</u>.....<u>同項に規定する延払基準</u>.....<u>当該土地等のリース譲渡</u>.....	(注) ロ<u>対価の額</u> 当該土地の<u>譲渡対価の額</u> - イの金額 (2) イ<u>対価の額</u> 当該新たに設定した 借地権の<u>対価の額</u> × ロ<u>対価の額</u> <u>対価の額</u> - イの金額 (注) (延払基準を適用した場合の利息相当額等の収入金額からの除外) 63(2)－10 法人が土地等の譲渡につき.....<u>延払基準の方法（以下「延払基準の方法」という。）を適用している場合において、</u>.....<u>譲渡の対価の額</u>..... (1) (2) (3) (延払基準を適用した場合の譲渡利益金額の計算) 63(2)－11 法人が、土地等の<u>譲渡</u>につき当該土地等の<u>譲渡</u>.....<u>延払基準</u>.....<u>当該土地等の譲渡</u>.....

改 正 後	改 正 前
(算式) $\frac{\text{リース譲渡の日を含む事業年度（注）において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第63条第2項第2号の規定を適用して計算した譲渡利益金額}}{\text{令第124条第2項に規定する賦払金割合}} \times$ (注)	(算式) $\frac{\text{譲渡の日を含む事業年度（注）において延払基準の方法による経理をしていないものとした場合における措置法第63条第2項第2号の規定を適用して計算した譲渡利益金額}}{\text{令第124条第2項に規定する賦払金割合}} \times$ (注)

四 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(特例の適用を受ける資産についての延払基準の不適用) 65の7(1)－5 法人が、<u>リース譲渡</u>.....<u>リース譲渡</u>.....	(特例の適用を受ける資産についての延払基準の不適用) 65の7(1)－5 法人が、<u>長期割賦販売等</u>.....<u>長期割賦販売等</u>.....

五 第66条の2《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(土地等の譲渡について圧縮記帳の適用を受ける場合の延払基準の不適用) 66の2(2)－4 法人が、<u>リース譲渡</u>.....<u>リース譲渡</u>.....	(土地等の譲渡について圧縮記帳の適用を受ける場合の延払基準の不適用) 66の2(2)－4 法人が、<u>長期割賦販売等</u>.....<u>長期割賦販売等</u>.....

六 第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(実質的支配関係があるかどうかの判定) 66 の 4 (1) - 3 (1)<u>ノウハウ</u>..... (2) (取引単位) 66 の 4 (4) - 1 (1) (2)<u>製造ノウハウ</u>.....	(実質的支配関係があるかどうかの判定) 66 の 4 (1) - 3 (1)<u>ノーハウ</u>..... (2) (取引単位) 66 の 4 (4) - 1 (1) (2)<u>製造ノーハウ</u>.....

七 第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(内部取引の単位) 66 の 4 の 3 (3) - 1 (1) (2)<u>製造ノウハウ</u>.....	(内部取引の単位) 66 の 4 の 3 (3) - 1 (1) (2)<u>製造ノーハウ</u>.....

八 第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(実質的支配関係があるかどうかの判定)	(実質的支配関係があるかどうかの判定)

改 正 後	改 正 前
66 の 5-4 (1) <u>ノウハウ</u> (2)	66 の 5-4 (1) <u>ノーハウ</u> (2)

九 第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(実質的支配関係があるかどうかの判定) 66 の 5 の 2-4 (1) <u>ノウハウ</u> (2) (注)	(実質的支配関係があるかどうかの判定) 66 の 5 の 2-4 (1) <u>ノーハウ</u> (2) (注)

十 第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い) 66 の 6-20 (1) (2) <u>リース譲渡</u> (注) (3)	(法人税法等の規定の例に準じて計算する場合の取扱い) 66 の 6-20 (1) (2) <u>長期割賦販売等に該当する資産の販売等</u> (注) (3)

十一 経過的处理

改 正 後	改 正 前
<u>(経過的处理(1)…改正通達の適用時期)</u> <u>別に定めるものを除き、この法令解釈通達による改正後の取扱い、平成 30 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u>	(新 設)
<u>(経過的处理(2)…長期割賦販売等)</u> <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第 2 条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第 63 条第 1 項本文（旧法人税法第 142 条第 2 項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の 62 の 3(2)－11、63(2)－11、65 の 7(1)－5、66 の 2(2)－4 及び 66 の 6－20 の例による。</u>	(新 設)